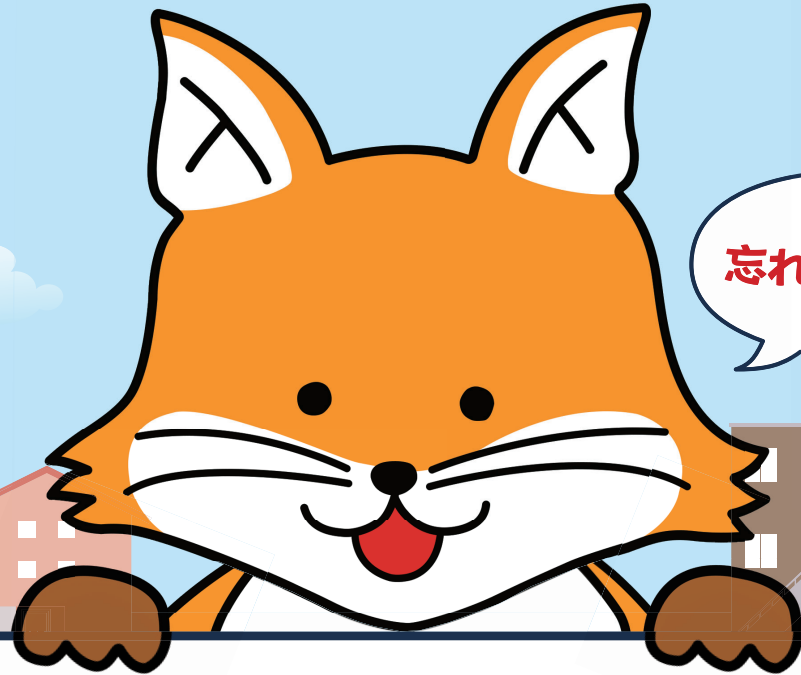


不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」

仙台法務局

詳しくは、法務省ホームページへ

法務省 相続登記

検索



不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）**に申請して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります

遺言書がある

はい

いいえ

法務局に保管した遺言書があれば相続登記の手続もスムーズ！

遺言書
ほかんガルー



自筆証書遺言書
保管制度

遺産分割による話し合いがまとまった

はい

いいえ

早期に遺産分割することが困難

遺言の内容に基づく 所有権移転登記

※ 遺言により不動産を取得したことを知った日から
3年以内

遺産分割の結果に 基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日から3年以内

相続人申告登記

・義務を簡易に履行できる仕組みです
・相続した不動産を売却するような場合には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日から3年以内

+

（相続人申告登記後に
遺産分割がまとまった場合）

遺産分割の結果に 基づく相続登記

※ 遺産分割の日から3年以内

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、相続登記をする前に、建物の登記（表題登記）をする義務があります

今なら、相続登記について登録免許税が
免除される場合があります

（詳しくは、法務局ホームページをご覧ください）



遺産分割
はお早めに！！



相続登記について知りたいときは



知りたかった！！

- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「登記申請手続のご案内」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 仙台法務局では、事前予約制の登記手続案内を行っています

予約申込み連絡先 ★予約受付時間 平日：9時00分～17時00分

仙台法務局	022-225-5767
塩竈支局	022-363-0065
大河原支局	0224-52-6053
古川支局	0229-22-0509

石巻支局	0225-22-6188
登米支局	0220-52-2070
気仙沼支局	0226-22-6692
名取出張所	022-382-3694

登記手続案内についての
詳細はこちらを
ご確認ください
（仙台法務局HP）



ウェブ登記手続
案内についての
詳細はこちらを
ご確認ください

- 専門家（司法書士、土地家屋調査士）へのお問合せは、こちら

宮城県司法書士会
〈相続登記の依頼〉

☎022-221-6870

月・水・金（13時30分～16時30分）

※祝日・年末年始を除く

（司法書士会HP）



宮城県土地家屋調査士会
〈表示に関する登記の依頼〉

☎022-225-3961

平日（10時00分～16時00分）

※年末年始を除く

（調査士会HP）

